別表第七㈢の表の備考２⑴中「⑼ニ」を「⑻ニ」に、「⑽に」を「⑼に」に、「⑼ホ」を「⑻ホ」に改め、同表の備考２⑶を次のように改める。

⑶　「整理番号」の欄には、第18条の15の３第15項第２号に規定する非課税適用確認書等に記載された整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号を記載すること。

別表第七㈢の表の備考２⑺を削り、同表の備考２⑻を同表の備考２⑺とし、同表の備考２⑼イ中「３⑽イ」を「３⑻イ」に改め、同表の備考２⑼ハ中「⑼ホ」を「⑻ホ」に改め、同表の備考２⑼を同表の備考２⑻とし、同表の備考２⑽を同表の備考２⑼とし、同表の備考２⑾を同表の備考２⑽とし、同表の備考２⑿を同表の備考２⑾とし、同表の備考３⑺及び⑻を削り、同表の備考３⑼を同表の備考３⑺とし、同表の備考３⑽ロ中「⑾に」を「⑼に」に改め、同表の備考３⑽を同表の備考３⑻とし、同表の備考３⑾を同表の備考３⑼とし、同表の備考３⑿を同表の備考３⑽とし、同表の備考３⒀を同表の備考３⑾とし、同表の備考４を削り、同表の備考５を同表の備考４とする。

別表第八の表中「㊞」を削る。

続柄	
りがな 名	…… …… …… ……
又は居所	
年月日	明・大・昭・平　．　．

に改め、同表の備考２⑹中「第70条の２の３第28項」を「同条第27項」に改める。

別表第十一㈠中「㊞」を削り、

続柄	
ふりがな 氏　名	…… …… …… ……
住所又は居所	

を

生 ふ 氏 住所 生

に改め、同表の備考２⑹イ中「第40条の４の３第26項」を「第40条の４の３第28項」に、「同条第27項」を「同条第29項」に改める。

別表第十一㈡中「㊞」を削り、

年月日	明・大・昭・平　．　．
続柄	
りがな 名	…… …… …… ……
又は居所	
年月日	明・大・昭・平　．　．

を

生 ふ 氏 住所 生

に改め、同表の備考２⑸ニ中「第40条の４の３第26項」を「第40条の４の３第28項」に、「同条第27項」を「同条第29項」に改める。

別表第十一㈢から別表第十一㈤までの書式中「㊞」を削る。

別表第十一㈢の備考１中「第70条の２の２第15項」を「第70条の２の２第17項」に改め、同表の備考２⑶ロ中「第70条の２の２第12項」を「第70条の２の２第14項」に改め、同表の備考２⑶ハ中「同項第２号ロ」を「同項第１号ロ」に、「同条第12項第４号」を「同条第14項第４号」に改め、同表の備考２⑶ニ中「第70条の２の２第10項第２号」を「第70条の２の２第12項第２号」に、「同条第12項第４号」を「同条第14項第４号」に改め、同表の備考２⑷中「第70条の２の２第10項第２号」を「第70条の２の２第12項第２号」に改め、同表の備考２⑸中「第40条の４の３第26項」を「第40条の４の３第28項」に、「同条第33項」を「同条第35項」に改める。

別表第十一㈣中「㊞」を削り、同表の備考２⑹中「第70条の２の３第11項第３号」を「第70条の２の３第13項第３号」に改める。

別表第十一㈤から別表第十一㈦までの書式中「㊞」を削る。

別表第十一㈤の備考１中「第70条の２の３第14項」を「第70条の２の３第16項」に改め、同表の備考２⑶ロ中「第70条の２の３第11項」を「第70条の２の３第13項」に改め、同表の備考２⑶ハ中「同条第10項第２号」を「同条第12項第２号」に、「同条第11項第２号」を「同条第13項第２号」に改め、同表の備考２⑶ニ中「第70条の２の３第10項第２号」を「第70条の２の３第12項第２号」に、「同条第11項第２号」を「同条第13項第２号」に改め、同表の備考２⑹中「第40条の４の４第15項本文」を「第40条の４の４第16項本文」に、「第23条の５の４第６項第１号」を「第23条の５の４第７項第１号」に、「第40条の４の４第15項に」を「第40条の４の４第16項に」に、「同条第19項前段」を「同条第20項前段」に改める。

別表第十四㈠の表中「㊞」を削る。

別表第十四㈡の表中「㊞」を削る。

（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「新規則」を「租税特別措置法施行規則」に改める。

附則第八条中「新法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第七条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「新規則」を「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十一号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則」に改める。

附則第三十五条の見出し中「保存」を「保存等」に改め、同条第一項中「電磁的記録」の下に「（同項に規定する電磁的記録をいう。第三項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

３　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）第七条の規定による改正後の租税特別措置法第八十七条の六第十一項において準用する消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第五十九条の二第一項の規定は、前二項の規定によりなお従前の例により保存することとされている電磁的記録に記録された事項について適用する。